

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、  
建設部の所管する部分について

それでは、議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与

改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの

増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、建設部の所管に属する部分についてご説明いたします。

お手元の令和5年11月大津市予算関係議案、その補正予算説明書の35ページをお開き願います。

34ページからの、3の歳出でございますが、建設部の所管に属する部分については、35ページからでございます。

このページの中ほど、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の補正額12,462千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄5 公共施設マネジメント1,057千円の増額でございます。公共施設の維持管理に係る定期点検等の業務に従事させるため建築課に配置している会計年度任用職員(3人)の雇用経費の変動に伴い追加措置するものです。

次にページが少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

60ページ下段でございます、款8 土木費、項1 土木管理費のうち、

目 2 建築管理費の補正額 14,165 千円の増額補正については、職員数の増員(27 人⇒29 人)に伴い、給料及び職員手当等を追加しようとするものです。

62 ページに移りまして、目 4 広域事業調整費の補正額 2,405 千円の増額補正については、さきの人事院勧告等を踏まえ、職員給与費や職員手当等の増額を中心とした補正です。

次に、その下の項 2 道路河川費のうち、目 1 道路河川総務費の補正額 4,806 千円の増額補正については、全て建設部に属するもので、説明欄 1 の常勤職員給与費は、建設監理課ほか4所属の職員給与費であり、職員数の減員(87 人⇒86 人)に伴う給料及び職員手当等の減額を中心とした補正です。

2 土地地籍調査費は、土地地籍調査事業の推進のために配置している会計年度任用職員(1 人)の雇用経費の変動に伴う増額補正するものであり、3 会計年度任用職員雇用経費は、建設部内関係所属4課に配置されている会計年度任用職員の職員数の増員(12 人→13 人)を中心として、雇用経費の変動等に伴い、必要な補正をお願いするものです。

次の、項 2 道路橋りょう管理費の補正額 4,839 千円の増額は、道路法に基づく管理業務等に従事させるため、道路・河川管理課(2 人)

及び路政課(2人⇒3人)に配置している会計年度任用職員の増員を中心として、雇用経費の変動等に伴い、必要な補正をお願いするものです。

項5 道路新設改良費の補正額6,100千円の増額は、教育委員会において予算計上されております、生涯学習センターにおける駐車場増設を目的とした県有地(旧警察官舎用地)の取得にあわせ、その県有地の一部において、市道南0101号線の歩道拡幅を行うことから、用地購入に係る必要な経費の補正をお願いするものです。

64ページをお願いいたします。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費の補正額11,606千円の減額補正のうち、説明欄1の常勤職員給与費の14,275千円の減額についてでございます。

関係課合わせ30人のうち、4人が道路建設課にかかるものであり、さきの人事院勧告等を受けた職員給与費や職員手当等の増額を中心に、建設部が所管する部分といたしましては、3,320千円の増額補正を措置しようとするものです。

目4 自転車駐車場管理運営費の補正額400千円の増額は、放置自転車対策に従事する会計年度任用職員の雇用経費の変動を中心に追加措置しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正  
予算(第6号)のうち、建設部の所管に属する部分につきましての説明  
とさせていただきます。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。